

平成28年度第2回 西宮市旅館業等審査会

日時：平成29年3月22日（水） 11時～11時40分

場所：西宮市役所 東館8階801会議室

出席者：次のとおり

<委員>	<事務局等>
金子 健治 委員 内藤 秀文 委員 野田 崇 委員 三輪 康一 委員 以上4名	○環境局長 ○環境総括室長 ○環境学習都市推進課 3名 ○都市デザイン課 1名 ○開発指導課 1名 ○建築指導課 1名 ○自転車対策課 1名
※久 隆浩 委員は欠席	以上10名

議事録（発言要旨）

1 開会挨拶・・・省略

2 会長及び副会長の選出について・・・省略

3 同意申請書の案件について

○事務局より概要説明

（物件の所在地）阪神西宮駅南側の戸田町

（申請内容）飲食店営業から風俗営業（スナック）への用途変更

（その他）

- ・建物の内装は変更しない。
- ・『旅館業、風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業等の用途に供する建築物の建築等の規制に関する条例』（以下、条例という。）上の禁止区域には該当しない。
- ・該当の場所は商業地域となっており、周辺には近隣商業地域がある。通学路や教育文化施設は近くにはない。

○西宮市旅館業等審査会としての意見

「同意」が相当である。

※意見交換、質疑応答等の内容は次のとおり

<意見交換内容>

・用途変更の際の位置はどの部分であるのか？（委員）

⇒5階部分が該当する。（事務局）

・住民説明会の内容については、条例上どのような扱いになっているのか？（委員）

⇒条例第7条第2項に規定されている住民協議として実施されている。協議対象範囲は、施行規則第11条に規定されている。（事務局）

・良好な居住環境を害するかどうかというところで、近隣には住居はあるのか？（委員）

⇒近隣は、アパートや飲食店などが混在する地域である。（事務局）

・今回の物件には、現状でどのような店舗が入っているのか？（委員）

⇒飲食店や居酒屋がほとんどとなっている。（事務局）

・現状はどのような営業をしているのか？（委員）

⇒飲食店営業（深夜における酒類提供営業）を行っている。今回の用途変更について市長同意が得られた場合は、風俗営業（社交飲食店営業）の営業許可を申請する予定とのこと。（事務局）

⇒その場合の営業時間は、どのようになるのか？（委員）

⇒同意申請書類に添付されている営業計画書によると、営業時間は午後8時から午前0時となっている。なお、営業内容に関して風営法上の規制に抵触するかどうかの判断については、営業許可を行う警察署の判断となる（事務局）

・周辺の現状などを踏まえると、審査会の意見としては同意が相当である。（委員一同）

4 その他事務連絡・・・省略

以 上